

知っていますか？人権教育に係る最近の動向！

～人権に係る2つの条例が制定されました！～

人権同和教育課

学校において、個別の人権課題の指導に取り組む際は、それぞれの関連法規等に表れた考えを正しく理解するとともに、人権課題に関わる当事者への理解を深めることが重要です。

鹿児島県では、人権に係る2つの条例を制定しました。これらの条例においては、学校を含めた様々な場における取組が示されていることを認識した上で、人権教育を推進することが大切です。

鹿児島県人権尊重の社会づくり条例

昨今、部落差別をはじめ、いじめや虐待等の子どもの人権問題等に加え、インターネットによる人権侵害や外国人に対する人権侵害など、社会情勢の変化に伴う様々な人権問題が発生しており、さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う偏見や差別、誹謗中傷などが社会問題になっています。

令和4年3月に制定された本条例は、こうした状況を踏まえ、人権尊重の社会づくりに関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、各人権施策を総合的に推進することによって、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的としています。

なお、条例の中では次のように示されています。

(県民及び事業者の責務)

第3条
県民及び事業者は、自ら人権に対する理解を深めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場において、全ての人の人権が尊重される社会づくりに寄与し、県が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。
(差別のない社会づくりに向けた取組)

第5条
1 県、県民及び事業者は、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場所において、連携協力しながら、あらゆる差別の解消に向けて取り組み、差別のない社会づくりを推進するものとする。
2 県は、差別のない社会づくりを推進するため、国及び市町村と連携協力しながら、人権教育及び人権啓発の実施並びに相談体制の充実に努めるものとする。

さらに、本条例第6条で基本計画とされている「鹿児島県人権教育・啓発基本計画(2次改定)」においては、学校における人権教育を推進するために、次のように示されています。

- ・人権に配慮した学校運営と教育環境の提供
- ・人権についての教育の充実
- ・人権を尊重した教育活動の展開
- ・家庭や地域との連携
- ・教職員研修の充実 など

鹿児島県犯罪被害者等支援条例

犯罪被害者等の中には、犯罪そのものによる直接的被害だけではなく、それに伴って生じる精神的なショックや不安、周囲の理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中

傷による精神的な苦痛等の二次的被害にも苦しんでいる方々が少なくありません。

令和3年12月に制定された本条例は、こうした状況を踏まえ、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図り、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

なお、条例の中では次のように示されています。

(学校における教育及び支援)

第22条 県は、学校において、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次的被害の防止の重要性等について理解を深めるための教育が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、犯罪被害者等が児童又は生徒であるときは、当該犯罪被害者等の状況に応じた十分な配慮を行うよう努めるものとする。

さらに、本条例に基づき定められた「鹿児島県犯罪被害者等支援計画」においては、学校における教育について次のように示されています。

- ・学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進
- ・学校や地域における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進
- ・性犯罪等対策に関する教育等の推進 など

私たち教職員は子どもの人格形成や人権意識の醸成に極めて重要な役割を担っています。

学校では条例や基本計画の趣旨等を踏まえて、全ての教育活動を通じた人権教育の推進や職員研修の充実等を図っていく必要があります。

第三次とりまとめ補足資料の改訂

令和3年3月に文部科学省から示された「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～」が、令和4年3月改訂され、子どもの人権に係る動向、ハンセン病問題に係る動向、新型コロナウイルス感染症による偏見・差別への対応に係る動向、「ビジネスと人権」に関する行動計画の策定等が追記されました。

令和4年6月、こども家庭庁設置法が公布され、令和5年4月1日から施行されます。子どもの虐待やいじめの防止等に関する相談の体制など地域における体制の整備などの事務については、こども家庭庁が所掌することとされています。

また、学校教育において、「ビジネスと人権」に関する知識の習得を通じて、児童生徒の視野を広げるとともに、現在及び将来の人権尊重社会の在り方を主体的・対話的に学ぶ取組が期待されています。